

今後のスケジュール

1 実証運行開始までの期間

(1) 道路運送法に基づく許可申請（21条許可申請）

- ・協議会での承認を経た後、運行事業者が埼玉運輸支局に道路運送法上の許可申請をする。

(2) 停留所の設置

- ・現在、市において、警察、土地所有者、交通事業者等と停留所設置に向けた手続を進めている。

(3) 時刻表の確定

- ・市と運行事業者において最終調整をする。

(4) 市民に対する周知

- ・広報はんのう3月1日号等で周知する。

(5) その他

- ・市補助金の交付準備をする。
- ・出発式の開催を予定している。
- ・本格運行に向けての道路運送法に基づく申請の準備をする

2 実証運行開始～本格運行開始の期間

(1) 国庫補助金申請のための計画策定

- ・「生活交通確保維持改善計画」を策定する。
- ・協議会での承認を経た後、運行事業者が国交省関東運輸局に計画認定申請をする。

(2) ワゴンの愛称募集

- ・令和3年8月を目途に募集を開始する。

(3) 道路運送法に基づく許可申請（4条許可申請）

- ・協議会での承認を経た後、運行事業者が埼玉運輸支局に道路運送法上の許可申請をする。

3 スケジュール表

資料 3 - 1 参照